

平成 29 年 8 月 8 日

健康保険法施行規則等の一部改正に伴う「オンライン又は光ディスク等による請求に係る記録条件仕様（抜粋版）」について（お知らせ）

「健康保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成 29 年厚生労働省令第 69 号）」等の公布に伴い、下記のとおり、「オンライン又は光ディスク等による請求に係る記録条件仕様」（以下「記録条件仕様」という。）を一部改正し、本年 10 月 1 日から適用するのでお知らせします。

記

1 改正根拠法令（平成 29 年 6 月 30 日公布）

- (1) 「健康保険法施行規則等の一部を改正する省令」（平成 29 年厚生労働省令第 69 号）
- (2) 「健康保険の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額及び後期高齢者医療の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額の一部を改正する告示」（平成 29 年厚生労働省告示第 239 号）

2 記録条件仕様の変更内容

- (1) 記録条件仕様の別表「一部負担金・食事療養費・生活療養費標準負担額区分コード」等の内容を見直し、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）の規定による保護を必要としない状態となる者（以下「境界層該当」という。）と対象年齢等を区分した。
- (2) 前(1)の変更に伴い、「レセプト共通レコード」の記録内容を整理した。

3 記録条件仕様

- (1) 別添 1 「別添 1 - 1 記録条件仕様（医科用）抜粋版」
- (2) 別添 2 「別添 1 - 2 記録条件仕様（DPC用）抜粋版」
- (3) 別添 3 「別添 1 - 3 記録条件仕様（歯科用）抜粋版」
- (4) 別添 4 「別添 1 - 4 記録条件仕様（調剤用）抜粋版」

4 適用年月日

平成 29 年 10 月 1 日

別添 1 - 1 記録条件仕様 (医科用)

1 「レセプト共通レコード」の項目「一部負担金・食事療養費・生活療養費標準負担額区分」の記録内容欄の変更

| 項 目 | モード | 最大 バイト | 項目 形式 | 記 録 内 容 | 備 考 |
|--------------------------|-----|-----------|----------|--|-----|
| 一部負担金・食事療養費・生活療養費標準負担額区分 | 数字 | 1 | 可変 | 1 一部負担金額並びに食事療養費又は生活療養費に係る標準負担額について、限度額適用・標準負担額減額認定証等が提示された場合は、一部負担金・食事療養費・生活療養費標準負担額区分コード(別表 8)を記録する。 2 その他の場合は、記録を省略する。 | |

※ 【変更後】：限度額適用・標準負担額減額認定証等が提示された場合は、・・・

【変更前】：限度額適用・標準負担額減額認定証等の交付を受けている場合は、・・・

2 「別表 8 一部負担金・食事療養費・生活療養費標準負担額区分コード」の内容欄の変更

| コード | 内 容 | | | |
|-----|--|--------|-----------------------------------|--|
| 1 | 入院時負担金額並びに食事療養又は生活療養に係る標準負担額 (入院日数 90 日以下の者) | 70 歳未満 | 低所得者の世帯 (適用区分：オ) | 特定医療費受給者証が提示された場合 |
| | | | | 特定疾患医療受給者証が提示された場合 |
| | | | | 小児慢性特定疾病医療受給者証が提示された場合 |
| | | | | 限度額適用・標準負担額減額認定証が提示された場合 境界層該当 |
| | 外来時一部負担金額 | 70 歳以上 | 低所得者の世帯 (適用区分：Ⅱ) | 特定医療費受給者証が提示された場合 |
| | | | | 特定疾患医療受給者証が提示された場合 限度額適用・標準負担額減額認定証が提示された場合 |
| 2 | 入院時負担金額並びに食事療養又は生活療養に係る標準負担額 (入院日数 90 日を超える者) | 70 歳未満 | 低所得者の世帯 (適用区分：オ) | 特定医療費受給者証が提示された場合 |
| | | | | 特定疾患医療受給者証が提示された場合 |
| | | | | 小児慢性特定疾病医療受給者証が提示された場合 |
| | | | | 限度額適用・標準負担額減額認定証が提示された場合 境界層該当 |
| | 外来時一部負担金額 | 70 歳以上 | 低所得者の世帯 (適用区分：Ⅱ) | 特定医療費受給者証が提示された場合 |
| | | | | 特定疾患医療受給者証が提示された場合 限度額適用・標準負担額減額認定証が提示された場合 |
| 3 | 入院時負担金額並びに食事療養又は生活療養に係る標準負担額 | 70 歳以上 | 低所得者の世帯 (適用区分：Ⅰ) | 特定医療費受給者証が提示された場合 |
| | | | | 特定疾患医療受給者証が提示された場合 |
| | | | | 限度額適用・標準負担額減額認定証が提示された場合 |
| | | | | 境界層該当 |
| | 外来時一部負担金額 | 70 歳以上 | 低所得者の世帯 (適用区分：Ⅰ) | 特定医療費受給者証が提示された場合 |
| | | | | 特定疾患医療受給者証が提示された場合 限度額適用・標準負担額減額認定証が提示された場合 |
| 4 | 生活療養に係る標準負担額 | 70 歳以上 | 低所得者の世帯 (適用区分：Ⅰ) (老齢福祉年金受給) | 特定医療費受給者証が提示された場合 |
| | | | | 特定疾患医療受給者証が提示された場合 |
| | | | | 限度額適用・標準負担額減額認定証が提示された場合 |

注 1 入院外レセプトの場合は、高額療養費が現物給付された者に限り記録する。

2 「内容」欄を、平成 29 年 10 月 1 日より変更。

別添 1-2 記録条件仕様（DPC用）

1 「レセプト共通レコード」の項目「一部負担金・食事療養費・生活療養費標準負担額区分」の記録内容欄の変更

| 項 目 | モード | 最大 バイト | 項目 形式 | 記 録 内 容 | 備 考 |
|--------------------------|-----|-----------|----------|--|-----|
| 一部負担金・食事療養費・生活療養費標準負担額区分 | 数字 | 1 | 可変 | 1 入院時負担金額並びに食事療養費又は生活療養費に係る標準負担額について、限度額適用・標準負担額減額認定証等が提示された場合は、一部負担金・食事療養費・生活療養費標準負担額区分コード（別表8）を記録する。 2 その他の場合は、記録を省略する。 | |

※ 【変更後】：限度額適用・標準負担額減額認定証等が提示された場合は、・・・

【変更前】：限度額適用・標準負担額減額認定証等の交付を受けている場合は、・・・

2 「別表 8 一部負担金・食事療養費・生活療養費標準負担額区分コード」の内容欄の変更

| コード | 内 容 | | | |
|-----|--|--------|-----------------------------------|--|
| 1 | 入院時負担金額並びに食事療養又は生活療養に係る標準負担額 (入院日数 90 日以下の者) | 70 歳未満 | 低所得者の世帯 (適用区分：オ) | 特定医療費受給者証が提示された場合 |
| | | | | 特定疾患医療受給者証が提示された場合 |
| | | | | 小児慢性特定疾病医療受給者証が提示された場合 |
| | | | | 限度額適用・標準負担額減額認定証が提示された場合 境界層該当 |
| | | 70 歳以上 | 低所得者の世帯 (適用区分：Ⅱ) | 特定医療費受給者証が提示された場合 |
| | | | | 特定疾患医療受給者証が提示された場合 限度額適用・標準負担額減額認定証が提示された場合 |
| 2 | 入院時負担金額並びに食事療養又は生活療養に係る標準負担額 (入院日数 90 日を超える者) | 70 歳未満 | 低所得者の世帯 (適用区分：オ) | 特定医療費受給者証が提示された場合 |
| | | | | 特定疾患医療受給者証が提示された場合 |
| | | | | 小児慢性特定疾病医療受給者証が提示された場合 |
| | | | | 限度額適用・標準負担額減額認定証が提示された場合 境界層該当 |
| | | 70 歳以上 | 低所得者の世帯 (適用区分：Ⅱ) | 特定医療費受給者証が提示された場合 |
| | | | | 特定疾患医療受給者証が提示された場合 限度額適用・標準負担額減額認定証が提示された場合 |
| 3 | 入院時負担金額並びに食事療養又は生活療養に係る標準負担額 | 70 歳以上 | 低所得者の世帯 (適用区分：Ⅰ) | 特定医療費受給者証が提示された場合 |
| | | | | 特定疾患医療受給者証が提示された場合 |
| | | | | 限度額適用・標準負担額減額認定証が提示された場合 |
| | | | | 境界層該当 |
| 4 | 生活療養に係る標準負担額 | 70 歳以上 | 低所得者の世帯 (適用区分：Ⅰ) (老齢福祉年金受給) | 特定医療費受給者証が提示された場合 |
| | | | | 特定疾患医療受給者証が提示された場合 |
| | | | | 限度額適用・標準負担額減額認定証が提示された場合 |

注 「内容」欄を、平成 29 年 10 月 1 日より変更。

別添 1-3 記録条件仕様（歯科用）

1 「レセプト共通レコード」の項目「一部負担金・食事療養費・生活療養費標準負担額区分」の記録内容欄の変更

| 項 目 | モード | 最大 バイト | 項目 形式 | 記 録 内 容 | 備 考 |
|--------------------------|-----|-----------|----------|---|-----|
| 一部負担金・食事療養費・生活療養費標準負担額区分 | 数字 | 1 | 可変 | 1 一部負担金額並びに食事療養費又は生活療養費に係る標準負担額について、限度額適用・標準負担額減額認定証等が提示された場合は、一部負担金・食事療養費・生活療養費標準負担額区分コード（別表 10）を記録する。 2 その他の場合は、記録を省略する。 | |

※ 【変更後】：一部負担金額並びに・・・限度額適用・標準負担額減額認定証等が提示された場合は、・・・

【変更前】：一部負担金並びに・・・限度額適用・標準負担額減額認定証等の交付を受けている場合は、・・・

2 「別表 10 一部負担金・食事療養費・生活療養費標準負担額区分コード」の内容欄の変更

| コード | 内 容 | | | |
|-----|--|--------|-----------------------------------|--|
| 1 | 入院時負担金額並びに食事療養又は生活療養に係る標準負担額 (入院日数 90 日以下の者) | 70 歳未満 | 低所得者の世帯 (適用区分：オ) | 特定医療費受給者証が提示された場合 |
| | | | | 特定疾患医療受給者証が提示された場合 |
| | | | | 小児慢性特定疾病医療受給者証が提示された場合 |
| | | | | 限度額適用・標準負担額減額認定証が提示された場合 境界層該当 |
| | 外来時一部負担金額 | 70 歳以上 | 低所得者の世帯 (適用区分：Ⅱ) | 特定医療費受給者証が提示された場合 |
| | | | | 特定疾患医療受給者証が提示された場合 限度額適用・標準負担額減額認定証が提示された場合 |
| 2 | 入院時負担金額並びに食事療養又は生活療養に係る標準負担額 (入院日数 90 日を超える者) | 70 歳未満 | 低所得者の世帯 (適用区分：オ) | 特定医療費受給者証が提示された場合 |
| | | | | 特定疾患医療受給者証が提示された場合 |
| | | | | 小児慢性特定疾病医療受給者証が提示された場合 |
| | | | | 限度額適用・標準負担額減額認定証が提示された場合 境界層該当 |
| | 外来時一部負担金額 | 70 歳以上 | 低所得者の世帯 (適用区分：Ⅱ) | 特定医療費受給者証が提示された場合 |
| | | | | 特定疾患医療受給者証が提示された場合 限度額適用・標準負担額減額認定証が提示された場合 |
| 3 | 入院時負担金額並びに食事療養又は生活療養に係る標準負担額 | 70 歳以上 | 低所得者の世帯 (適用区分：Ⅰ) | 特定医療費受給者証が提示された場合 |
| | | | | 特定疾患医療受給者証が提示された場合 |
| | | | | 限度額適用・標準負担額減額認定証が提示された場合 |
| | | | | 境界層該当 |
| | 外来時一部負担金額 | 70 歳以上 | 低所得者の世帯 (適用区分：Ⅰ) | 特定医療費受給者証が提示された場合 |
| | | | | 特定疾患医療受給者証が提示された場合 限度額適用・標準負担額減額認定証が提示された場合 |
| 4 | 生活療養に係る標準負担額 | 70 歳以上 | 低所得者の世帯 (適用区分：Ⅰ) (老齢福祉年金受給) | 特定医療費受給者証が提示された場合 |
| | | | | 特定疾患医療受給者証が提示された場合 |
| | | | | 限度額適用・標準負担額減額認定証が提示された場合 |

注 1 入院外レセプトの場合は、高額療養費が現物給付された者に限り記録する。

2 「内容」欄を、平成 29 年 10 月 1 日より変更。

別添 1 - 4 記録条件仕様（調剤用）

1 「レセプト共通レコード」の項目「一部負担金区分」の記録内容欄の変更

| 項 目 | モード | 最大 バイト | 項目 形式 | 記 録 内 容 | 備 考 |
|---------|-----|-----------|----------|---|-----|
| 一部負担金区分 | 数字 | 1 | 可変 | 1 一部負担金額について、限度額適用・標準負担額減額認定証等が提示された場合は、一部負担金区分コード（別表8）を記録する。 2 その他の場合は、記録を省略する。 | |

※ 【変更後】：限度額適用・標準負担額減額認定証等が提示された場合は、・・・

【変更前】：限度額適用・標準負担額減額認定証等の交付を受けている場合は、・・・

2 「別表 8 一部負担金区分コード」の内容欄の変更

| コード | 内 容 | | | |
|-----|--------|--------|---------------------|--------------------------|
| 1 | 一部負担金額 | 70 歳以上 | 低所得者の世帯 (適用区分：Ⅱ) | 特定医療費受給者証が提示された場合 |
| | | | | 特定疾患医療受給者証が提示された場合 |
| | | | | 限度額適用・標準負担額減額認定証が提示された場合 |
| 3 | 一部負担金額 | 70 歳以上 | 低所得者の世帯 (適用区分：Ⅰ) | 特定医療費受給者証が提示された場合 |
| | | | | 特定疾患医療受給者証が提示された場合 |
| | | | | 限度額適用・標準負担額減額認定証が提示された場合 |

注 1 高額療養費が現物給付された者に限り記録する。

2 「内容」欄を、平成 29 年 10 月 1 日より変更。